（平成２７年３月１１日報道資料抜粋）

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認中国地方第三者委員会分

１．今回のあっせん等の概要

（１）年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの　　　　８ 件

厚生年金関係　　　　８ 件

（２）年金記録の訂正を不要と判断したもの　　　　５ 件

国民年金関係　　　　１ 件

厚生年金関係　　　　４ 件

中国（岡山）厚生年金　事案3282

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を25万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年　月 日　：　昭和32年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立　期 間　：　平成19年７月５日

申立期間について、Ａ社（現在は、Ｂ社）から賞与が支給されていたにもかかわらず、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ｂ社から提出された賃金台帳及び申立人から提出された申立人名義の預金通帳の記録により、申立人は、申立期間において、Ａ社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、25万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（岡山）厚生年金　事案3283

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を25万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年　月 日　：　昭和36年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期 間　：　平成19年７月５日

申立期間について、Ａ社（現在は、Ｂ社）から賞与が支給されていたにもかかわらず、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ｂ社から提出された賃金台帳及び申立人から提出された申立人名義の預金通帳の記録により、申立人は、申立期間において、Ａ社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上記の賃金台帳により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、25万1,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）厚生年金　事案3285

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は４万円、申立期間②は７万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年　月 日　：　昭和38年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立　期 間　：　①　平成16年２月25日

②　平成16年８月25日

私がＡ社に勤務していた時に支給された申立期間①及び②に係る賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間②について、Ａ社の元代表清算人から提出された資料により、申立人は、当該期間において同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間②の標準賞与額については、上記資料において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、７万1,000円とすることが妥当である。

申立期間①について、同僚が所持する平成20年４月17日付けでＡ社から送付された文書によると、申立期間①及び②に支給した賞与に係る厚生年金保険料及び健康保険料の合計額については、納付期限の時効により社会保険事務所（当時）に納付できなかったことから、同年５月30日に給与振込口座へ返金する旨記載されているところ、申立人の取引銀行から提出された申立人名義の預金取引明細表によると、同日に振込みがあったことが確認できる上、当該振込額は上記元代表清算人から提出された資料に記載された申立人に対する返金額と同額であることが確認できる。

また、同僚が保管していた給与明細書により、当該同僚は申立期間①に賞与を支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるとともに、上記元代表清算人から提出された資料及び当該同僚の預金通帳により、当該厚生年金保険料が当該同僚に返金されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間①の標準賞与額については、元代表清算人から提出された資料等により推認できる厚生年金保険料控除額から、４万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

中国（岡山）厚生年金　事案3286

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社における当該期間の標準賞与額に係る記録を９万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和29年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　平成15年８月25日

②　平成16年２月25日

③　平成16年８月25日

私がＡ社に勤務していた時に支給された申立期間①、②及び③に係る賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間③について、Ａ社の元代表清算人から提出された資料により、申立人は、当該期間において同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間③の標準賞与額については、上記資料において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、９万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

２　申立期間①及び②について、申立人は賞与の支給額について覚えていないとしている上、Ａ社は、平成 21 年に解散していることから、申立人の当該期間における賞与の支給等について確認することができない。

また、前述の元代表清算人から提出された上記資料及び申立人に係る「平成 16 年分給与所得の源泉徴収票」並びにＢ市の平成 15 年分及び 16 年分電子記録からは、申立期間①及び②に係る賞与の支給額等を推認することができない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金　事案3287

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社における当該期間の標準賞与額に係る記録を13万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年　月 日　：　昭和40年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立　期 間　：　①　平成15年８月25日
　　　　　　　　　②　平成16年２月25日
　　　　　　　　　③　平成16年８月25日

私がＡ社に勤務していた時に支給された申立期間①、②及び③に係る賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間③について、Ａ社の元代表清算人から提出された資料により、申立人は、当該期間において同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間③の標準賞与額については、上記資料において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、13万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

２　申立期間①及び②について、申立人は賞与の支給額について覚えていないとしている上、Ａ社は、平成21年に解散していることから、申立人の当該期間における賞与の支給等について確認することができない。

また、上記元代表清算人から提出された資料からは、申立人が、当該期間にＡ社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中国（岡山）厚生年金　事案3288

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社における当該期間の標準賞与額に係る記録を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年　月 日　：　昭和24年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期 間　：　①　平成16年２月25日

②　平成16年８月25日

私がＡ社に勤務していた時に支給された申立期間①及び②に係る賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間②について、Ａ社の元代表清算人から提出された資料により、申立人は、当該期間において同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間②の標準賞与額については、上記資料において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

２　申立期間①について、Ａ社は、平成21年に解散していることから、申立

人の当該期間における賞与の支給等について確認することができない。
　また、上記元代表清算人から提出された資料からは、申立人が、当該期間にＡ社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実は確認できない。
　このほか、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
　これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金　事案3289

第１　委員会の結論

申立人は､申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから､申立人のＡ社における当該期間の標準賞与額に係る記録を７万1,000円とすることが必要である。

なお､事業主が申立人に係る申立期間③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和43年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　平成15年８月25日

②　平成16年２月25日

③　平成16年８月25日

私がＡ社に勤務していた時に支給された申立期間①､②及び③に係る賞与の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間③について、Ａ社の元代表清算人から提出された資料により､申立人は、当該期間において同社から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間③の標準賞与額については、上記資料において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、７万1,000円とすることが妥当である。

なお､申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており､これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから､明らかでないと判断せざるを得ない。

また､政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に､事業主が、申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては､これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

２　申立期間①及び②について、Ａ社は、平成21年に解散していることから、申立人の当該期間における賞与の支給等について確認することができない。

また、上記元代表清算人から提出された資料からは、申立人が、当該期間にＡ社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実は確認できない。

このほか、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金　事案3293

第１　委員会の結論

申立人のＡ事業所における申立期間①に係る標準報酬月額の記録については、18万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間②の標準報酬月額の記録については、事後訂正の結果22万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の14万2,000円とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②における上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を14万円とすることが必要である。

さらに、申立人の申立期間④及び⑤に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成20年７月15日は28万円、同年12月15日は30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間③から⑤までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間⑥に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間⑥における上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：
生 年　月 日　：　昭和59年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨
申 立　期 間　：　①　平成19年９月１日から20年９月１日まで
②　平成20年９月１日から21年４月１日まで
③　平成19年12月15日
④　平成20年７月15日
⑤　平成20年12月15日
⑥　平成21年７月15日

私が所持するＡ事業所から受け取った申立期間①から⑥までの給料支払明細書を確認したところ、事業主により給与及び賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間①及び②については、当該期間の標準報酬月額が実際の給与支給額に比べて低い額となっている。

また、申立期間③から⑤までについては、事業主が社会保険事務所（当時）に当該賞与額に係る届出を行っていなかったため、当該期間に係る標準賞与額の記録が無い上、申立期間⑥の標準賞与額の記録については、実際の賞与支給額より低い額となっている。

さらに、Ａ事業所は、申立期間②に係る報酬月額並びに申立期間④及び⑤に係る賞与額に係る届出を行っていなかったことから、当該届出を国の厚生年金保険料徴収権の時効成立後の平成23年５月に年金事務所に対して行ったため、年金額の計算の基礎とならない記録となっている。

申立期間①から⑥までに係る年金記録を訂正するとともに、年金額の計算の基礎となるようにしてほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人が所持する当該期間の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

また、オンライン記録によると、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、当初14万2,000円と記録されていたが、当該期間に係る保険

料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年５月16日に、当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届がＡ事業所から年金事務所に提出され、これに基づき、当該期間の標準報酬月額は22万円と記録訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（22 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（14 万 2,000 円）となっている。

しかしながら、申立人が所持する給料支払明細書によると、申立人は、申立期間②について、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人が所持する当該期間の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、上記明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2　申立期間③について、申立人が所持する「平成19年冬期分」と表記された給料支払明細書により、申立人は、当該期間にＡ事業所から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間③に係る標準賞与額については、上記明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、14 万円とすることが妥当である。

なお、申立期間③に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に届け出ておらず、保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④及び⑤について、申立人が所持する「平成20年夏期分」及び「平成20年冬期分」と表記された給料支払明細書により、申立人は、当該期間にＡ事業所から賞与を支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業

主により賞与から控除されていたことが認められる。
　また、申立人の申立期間④及び⑤に係る標準賞与額については、上記明細書において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成 20 年 7 月 15 日は 28 万円、同年 12 月 15 日は 30 万円とすることが妥当である。
　なお、申立期間④及び⑤に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年5月16日に申立てに係る賞与支払届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
　申立期間⑥について、申立人が所持する「平成 21 年夏期分」と表記された給料支払明細書により、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（28 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。
　なお、申立期間⑥に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、上記明細書で確認できる賞与額又は保険料控除額に見合う賞与額を社会保険事務所に届け出ていなかったことを認めていることから、社会保険事務所は、当該賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

中国（広島）国民年金　事案 1557

第１　委員会の結論

申立人の平成６年３月から 15 年８月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年　月 日　：　昭和 49 年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立　期 間　：　平成６年３月から 15 年８月まで

私は、20 歳の頃に、年金手帳と国民年金保険料の納付書が自宅に送られてきたので、最初の数か月は、納付書に現金を添えて自分で金融機関において毎月保険料を納付し、その後は、母親が、平成 15 年８月に亡くなるまで、私の保険料を納付してくれていた。

年金事務所では、私が平成 26 年４月に厚生年金保険被保険者になるまで年金番号は付番されていないとしているが、強制的に納付書は送られており、申立期間の保険料は納付していたので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の基礎年金番号は、申立人が平成 26 年４月１日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い同年６月３日に付番されたものであることが確認できる上、当該基礎年金番号に統合された国民年金被保険者記録は無く、国民年金被保険者資格を取得した記録も無いことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

また、申立人は、「20 歳の頃、国民年金の加入手続を行っていないにもかかわらず、年金手帳と国民年金保険料の納付書が自宅に送られてきた。」としているが、申立人が申立期間から現在まで継続して住所を有しているＡ市は、20 歳到達者に対する年金手帳送達方式による職権適用は平成７年度から行っていたとしていることから、申立人の 20 歳到達時において年金手帳が職権適用により送達されたとは考え難い上、オンライン記録による氏名検索を行っても、申立人に対し国民年金手帳記号番号及び上記基礎年金番号以外の別の基礎年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付場所、納付状況等についての記憶は

定かでなく、申立期間において申立人の国民年金保険料を納付していたとする母親は既に死亡しており、保険料の納付状況を確認することはできない。

加えて、申立期間は114か月と長期間であり、平成９年１月からは基礎年金番号制度が導入された上、14年４月からは保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化が一層促進されていることから、申立期間において記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は低いと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金　事案3284

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和59年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成19年７月

申立期間について、Ａ社（現在は、Ｂ社）から賞与が支給されていたにもかかわらず、当該賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ｂ社から提出された申立人に係る「平成19年分賃金台帳」によると、申立人は、申立期間に係る賞与を支給されていないことが確認できる上、同社は、「派遣社員には賞与の規定が無いことから賞与は支給していない。なお、派遣先の事業所の負担で、当社が派遣社員に賞与を支給することがあるが、申立人には賞与支給の事実は無かった。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金　事案3290

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年　月 日　：　昭和32年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立　期 間　：　平成24年３月31日から同年４月１日まで

平成23年５月１日から24年３月31日までＡ社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ａ社から提出された給与明細書（控）、Ｂ年金事務所が保管する「給与明細書（平成24年４月分）」及びＣ年金事務所が保管する「平成24年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」によると、申立人に係る平成24年３月の厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

また、事業主は、「申立人の退職年月日は平成24年３月30日であり、保険料を控除すると手取り額が少なくなるため、同年３月は国民年金に加入するということで保険料を控除しないことにつき申立人との間で合意したことから、同年３月の保険料を控除しなかった。」と回答している。

なお、申立人が退職申出時に事業主に提出した退職願には、平成24年３月31日をもって退職する旨が記載されているものの、Ａ社に係る雇用保険被保険者離職証明書の離職年月日は、同年３月30日となっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金　事案3291（広島厚生年金事案1923の再申立て）

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年　月 日　：　昭和25年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立　期 間　：　昭和47年７月17日から49年１月11日まで

申立期間において、Ａ社（現在は、Ｂ社）Ｃ支店に勤務していたが、ねんきん特別便を見ると、勤務期間における標準報酬月額が、私が記憶している給与額の半分程度になっているため、記録を訂正してほしいと申し立てたが、認められなかった。

今回、再申立てに当たり、当時、毎月の給与から昭和48年３月までは４万円、同年４月からは６万円の積立預金を事業所内で行っており、それに関連する資料が出てきた。当該資料から、記録されている標準報酬月額では、社会保険料等を控除すると事業所内での積立てが困難な額となり、当該標準報酬月額は相違していると思うので訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、ⅰ）Ｂ社が保管する厚生年金保険の記録により、申立人の資格取得時における標準報酬月額は４万5,000円、その後は６万円とされていることが確認でき、この記録はオンライン記録と一致していること、ⅱ）申立人と同時期に資格取得している同僚の標準報酬月額は、いずれも申立人とほぼ同額であることが確認できる上、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間に係る標準報酬月額が遡及して訂正されているなどの不自然な点はみられないこと、ⅲ）当該事業所において、申立期間当時、給与計算事務を担当していた者は、「自分の推測だが、給与額と標準報酬月額には大きな差は無かったと思う。」と回答していること、ⅳ）申立人及び同僚調査で回答があった17人は、いずれも申立期間当時の給与明細書を所持していない上、Ｂ社は、申立期間当時の申立人に係る賃金台帳等の資料を廃棄しているため、申立人の厚生年金保険料控除額について確認することができ

ないことなどから、既に年金記録確認広島地方第三者委員会（当時。以下「広島委員会」という。）の決定に基づき、平成23年３月10日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、毎月の給与から積立預金を事業所内で行っていたとしているところ、Ｂ社は、「当時の資料が残っていないため詳細は不明である。昭和61年から企業年金保険制度（職員は対象外）を導入しているが、40 年代に積立制度があったという記録はありません。」と回答しており、毎月の給与から積立預金を行っていたことを確認できない。

また、申立人は、積立預金に関連する資料として、宅地購入時の資金内訳書を提出しており、当該内訳書に記載されているＤ預金110万円はＡ社で積立預金をしていたものであるとしているところ、当該内訳書を作成したとするＥ金融機関は、「当時の資料が残っていないため詳細は不明である。」と回答しており、積立預金の時期等を確認できない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料控除額を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、広島委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

中国（広島）厚生年金　事案3292

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年　月 日　：　昭和12年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立　期 間　：　①　昭和31年７月１日から32年７月１日まで

②　昭和32年８月10日から35年４月２日まで

③　昭和35年６月２日から同年10月15日まで

義兄がＡ社Ｂ工場（以下「Ｂ工場」という。）の工場長をしていたのがきっかけで18歳で入社し、約５年近く勤務し社会保険料も控除されていたと思うが、厚生年金保険の加入記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ａ社の現在の総務担当者は、「Ｂ工場は昭和47年に閉鎖し、別会社に売却したので資料は残っていない。」としており、申立人の申立期間に係る勤務状況等について確認できない。

また、申立人は、自身の勤務期間について証言してくれる者として同僚の名前を挙げているところ、申立人を承知している当該同僚は、「私がＢ工場に勤務したのは、オンライン記録のとおり、昭和35年から37年頃の間に計３回あるが、その間申立人と同一部署で勤務したことはない。私が勤務した期間以外については、申立人の勤務状況は分からない。」としており、当該同僚の年金記録によると、３期間のうちの１期間は、申立人のＢ工場における被保険者記録とほぼ一致しているが、申立期間①及び②については同社での記録が無い。

さらに、申立人は、「当時、Ｂ工場に勤務していた実兄が、私の給料を受け取っていたので、支給額及び保険料控除額を覚えていない。」としている上、義兄及び実兄は既に死亡しており、事情を聞くことができず、申立人と同時期に被保険者資格を取得した同僚に照会したものの、申立人の勤務期間等について具体的な供述は得られなかった。

加えて、Ｂ工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の被保険者記録は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、オンライン記録によると、申立期間の一部に別の事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、申立人は、昭和31年１月１日から35年10月15日までＢ工場に継続して勤務したとしており、別の事業所に勤めた記憶は無いとしている。